

阿波市飲用井戸等衛生対策要領

(平成 25 年 3 月 18 日告示第 14 号)

1. 目的

この告示は、有害物質等による地下水、渓流水及び湧水等の汚染等がみられることにかんがみ、飲料用に利用している井戸等（水道法に基づく上水道、簡易水道及び専用水道の水源井戸等は除く。）の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これら飲用井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

2. 用語の定義

- 1) この告示において「飲用井戸等」とは、水道法に基づく上水道、簡易水道及び専用水道の水源井戸等は除き、地下水、渓流水及び湧水を水源として飲用に利用する一般飲用井戸及び業務用飲用井戸をいう。
- 2) この告示において「設置者等」とは、飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者をいう。
- 3) この告示において「関係部局」とは、環境行政担当の関係課その他飲用井戸等の衛生確保の対策に関係する課をいう。
- 4) この告示において「トリクロロエチレン等」とは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤をいう。

3. 実施主体

この告示に基づく対策は、市が実施するものとする。

なお、本対策の主旨にかんがみ、本告示は環境衛生課が担当するものとする。

4. 対象施設

この告示において対象とする施設は、次に掲げる施設とする。

1) 一般飲用井戸

個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）

2) 業務用飲用井戸

官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所（旅館と公衆浴場は除く。）等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）

5. 衛生確保対策

1) 実態の把握等

- ① 市は、管下における飲用井戸等に係る汚染状況を関係部局と連携し、把握するよう努めるものとする。
- ② 市は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集・整理するよう努めることとし、水質検査の依頼を受けた者が設置者等の合意を得たうえ、別途様式の「飲用井戸等台帳」を作成し（或いは依頼者が作成することも可）、市に送付するものとする。
- ③ 市は、設置者等及び使用者に対する飲用井戸等の衛生確保の啓発のため、必要な

措置を講ずるよう努めることとする。

- ④ 市は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、設置者の協力を求め、飲用井戸等の管理状況について適宜必要な報告を受けるものとする。

2) 飲用井戸等の管理、水質検査等

市は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、その管理等を実施するよう指導するものとする。また、市は、設置者等が後記②ーイーi)に掲げる水質検査を行う際の検査実施項目の判断に資するため、地域の飲用井戸及びその他地下水等の水質検査結果等から、定期的に検査を行うことが望ましい項目を定めて周知する等、必要な措置を講ずること。

① 飲用井戸等の管理

ア. 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。

イ. 設置者等は、飲用井戸等の構造(井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等)及び飲用井戸等周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。

ウ. 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。

② 飲用井戸等の検査

ア. 設置者等は、飲用井戸等の利用開始前に水道法に準じた水質検査(水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。))の全項目のうち、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒド(以下「消毒副生成物」という。)を除いた(ただし、当該飲用井戸周辺の地下水等によりこれらの物質が検出されている場合を除く。)項目の水質検査(ただし、水源が湖沼等水が停滞しやすい表流水でない場合は、(4S, 4aS, 8aR)ーオクタヒドロー4, 8aージメチルナフタレンー4a(2H)ーオール(別名ジェオスミン)及び1, 2, 7, 7ーテトラメチルビスクロ[2, 2, 1]へプタンー2ーオール(別名2ーメチルイソボルネオール)の検査を省略することができる。))を受けることとし、消毒を行っている場合にあつては、消毒の効果及び消毒副生成物についても行い、適合を確認すること。

イ. 設置者等は、飲用井戸等につき1年以内に1回の定期及び臨時の検査を受けること。

i) 定期の検査とは、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、鉄、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン等その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査

をいう。

ii) 臨時の検査とは、飲用井戸等から給水される水に異常を認めるとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要なものについての水質検査をいう。

ウ. 設置者等が飲用井戸等水質検査を依頼するに当たっては、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

③ 汚染が判明した場合の措置

ア. 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに使用及び給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに市へ連絡し指示を受けること。

イ. 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合又はトリクロロエチレン等その他有害物質が検出された場合には、市へ連絡し指示を受けること。

3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

市は、前記2)－③－ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等からの汚染の連絡を受けた場合、その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。

この場合、トリクロロエチレン等その他有害物質等による汚染が判明した場合には、関係部局と連携して、周辺調査、汚染範囲の特定、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう関係部局との連絡調整に努めること。県関係部局との連絡調整にあつては、県安全衛生課を窓口とするものとする。また、当該設置者等に対し、当面の措置として生水を飲まないように指導するとともに、水道に加入することを勧めるものとする。

なお、市にあつては管下の水道の布設、普及に努めるものとする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。